

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>(別紙)</p> <p>医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(15) 地域災害拠点病院施設整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(16) 腎移植施設施設整備事業 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業</p> <p>(17) 特殊病室施設整備事業 平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業</p> | <p>(別紙)</p> <p>医療提供体制施設整備交付金交付要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>(交付対象事業)</p> <p>4 本交付要綱において交付金を充てることができる事業は、次に掲げる事業（以下「交付対象事業」という。）とする。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) 不足病床地区病院施設整備事業</u> <u>次に定める基準により実施する療養病床及び一般病床不足地区における病院の施設整備事業</u> <u>ア 新築の場合</u> <u>新築しようとする所在地に係る医療計画上の既存病床数が基準病床数を超えないこと。</u> <u>イ 増築の場合</u> <u>増築しようとする病院の療養病床及び一般病床利用率が前年において年間平均80%以上であり、かつ、アの要件に該当するものであること。</u></p> <p>(15) 基幹災害拠点病院施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330007号厚生労働省医政局長通知「災害医療対策事業等の実施について」（以下「災害医療対策事業等実施要綱」という。）に基づく基幹災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(16) 地域災害拠点病院施設整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地域災害拠点病院施設整備事業</p> <p>(17) 腎移植施設施設整備事業 昭和55年11月4日医発第1105号厚生省医務局長通知「腎移植施設の整備事業について」に基づく腎移植施設施設整備事業</p> <p>(18) 特殊病室施設整備事業 平成7年6月5日健医発第716号厚生省保健医療局長通知「骨髄移植施設等における無菌室の整備について」に基づく特殊病室施設整備事業</p> |

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>(18) 肝移植施設施設整備事業 平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業</p> <p>(19) 治験施設施設整備事業 平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(20) 特定地域病院施設整備事業 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(5)、(9)、(16)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業</p> <p>(21) <u>医療施設土砂災害防止施設整備事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設土砂災害防止施設整備事業</p> <p>(22) 医療施設等耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業 ア 第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI_s値が0.3未満の建物を有する病院 ウ 看護師等養成所 エ <u>平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設</u></p> | <p>(19) 肝移植施設施設整備事業 平成19年3月26日健発第0326008号厚生労働省健康局長通知「肝移植施設整備事業の実施について」に基づく肝移植施設施設整備事業</p> <p>(20) 治験施設施設整備事業 平成12年4月3日健政発第464号厚生省健康政策局長通知「治験推進対策施設整備事業の実施について」に基づく治験施設施設整備事業</p> <p>(21) <u>病児・病後児保育施設施設整備事業</u> <u>平成11年12月21日児発第882号厚生省児童家庭局長通知「病児・病後児保育施設整備事業の実施について」に基づく病児・病後児保育施設施設整備事業</u></p> <p>(22) 特定地域病院施設整備事業 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域に所在し、かつ、(2)、(5)、(9)、(14)、(17)の施設整備事業又は平成13年5月16日医政発第529号厚生労働省医政局長通知「へき地保健医療対策事業について」に定めるへき地医療拠点病院の施設整備事業の要件のいずれかに該当する病院が、耐震診断の結果、改築又は補強が必要と認められる診療棟又は病棟（精神病棟及び感染症病棟並びに木造を除く。）の耐震化を図る施設整備事業</p> <p>(23) <u>地震防災対策医療施設耐震整備事業</u> 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく地震防災対策医療施設耐震整備事業</p> <p>(24) 医療施設等耐震整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく医療施設等耐震整備事業 ア 第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるI_s値が0.3未満の建物を有する病院 ウ 看護師等養成所 <u>(新設)</u></p> |

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p>(23) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業</p> <p>(24) アスベスト除去等整備事業 平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業</p> <p>(25) 医療機器管理室施設整備事業 平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業</p> <p>(26) 地球温暖化対策施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業</p> | <p>(25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 平成26年3月20日医政発0320第25号厚生労働省医政局長通知「南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業実施要綱」に基づく津波避難対策緊急事業</p> <p>(26) アスベスト除去等整備事業 平成18年2月3日医政発第0203005号厚生労働省医政局長通知「アスベスト対策事業の実施について」に基づくアスベスト除去等整備事業</p> <p>(27) 医療機器管理室施設整備事業 平成16年4月1日医政発第0401024号厚生労働省医政局長通知「医療機器管理室施設整備事業の実施について」に基づく医療機器管理室施設整備事業</p> <p>(28) 地球温暖化対策施設整備事業 平成21年3月30日医政発第0330008号厚生労働省医政局長通知「地球温暖化対策施設整備事業の実施について」に基づく地球温暖化対策施設整備事業</p> |
| <p><u>(削除)</u></p> <p>(27) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</p> <p>(28) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点歯科診療所施設整備事業</p> <p>(29) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> | <p>(29) <u>内視鏡訓練施設施設整備事業</u> <u>平成17年3月25日医政発第0325009号厚生労働省医政局長通知「内視鏡訓練施設整備事業の実施について」に基づく内視鏡訓練施設整備事業</u></p> <p>(30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 平成22年3月24日医政発0324第21号厚生労働省医政局長通知「看護職員確保対策事業等の実施について」に基づく看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業</p> <p>(31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 平成15年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき実施する地域拠点歯科診療所施設整備事業</p> <p>(32) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 「災害医療対策事業等実施要綱」に基づく非常用自家発電設備及び給水設備整備事業</p> |

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) 4の(1)から(26)、(28)及び(29)に掲げる交付対象事業（ただし、(22)ウの交付対象事業を除く。） 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、(12)、(19)、(22)ア及び(25)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、<u>日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）</u>を除く者に限る。</p> <p>(2) 4の(22)ウ及び(27)に掲げる交付対象事業 (ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）(ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) <u>一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人</u>(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ) 独立行政法人(ク) 公的団体(ケ) 国立大学法人 ただし、(22)ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。</p> | <p>(交付金事業者)</p> <p>5 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。</p> <p>(1) 4の(1)から(29)、(31)及び(32)に掲げる交付対象事業（ただし、(24)ウの交付対象事業を除く。） 医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者 ただし、<u>(14)の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）並びに国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に限る。</u> <u>また、(12)、(20)、(24)ア、(27)及び(29)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者（以下「民間事業者」という。）</u>に限る。</p> <p>(2) 4の(24)ウ及び(30)に掲げる交付対象事業 (ア) 医療法人(イ) 社会福祉法人（ただし、社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会を除く。）(ウ) 学校法人及び準学校法人(エ) <u>一般社団法人及び一般財団法人</u>(オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会(カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会(キ) 独立行政法人(ク) 公的団体(ケ) 国立大学法人 ただし、(24)ウに掲げる交付対象は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成（ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程（通信制）にあつてはこの限りではない。）に限るものとし、事業を実施できる者は、公的団体及び国立大学法人を除く者に限る。</p> |
| 6 (略) | 6 (略) |

| (新) | (旧) |
|--|--|
| <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 別表1の第1欄のA及び事業分類Dにおける事業区分(14)、(15)及び(29)に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。 (なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6~8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(4) 別表1の第1欄のB、C及び事業分類Dにおける事業区分の(22)に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(22)ウ、エ及び(27)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> | <p>(交付額の算定方法)</p> <p>7 この交付金は、事業計画に記載された医療提供施設等の整備に要する経費の一部に充てるため都道府県に交付するものとし、その交付額は、次により算定するものとする。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 別表1の第1欄のA及び事業分類Dにおける事業区分(15)、(16)及び(32)に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6、別表7及び別表8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、合計した額を交付額とする。 (なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6~8の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> <p>(4) 別表1の第1欄のB、C及び事業分類Dにおける事業区分の(24)に掲げる事業分類にかかる交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に別表4(ただし、4の(24)ウ及び(30)の交付対象事業を除く。)及び別表5の調整率を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)を、別表6の評価事項及び各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき、事業分類ごとに合計した額を交付額とする。(なお、予算額等諸般の事情により各都道府県からの申請の全部を受理することができない場合、申請のあった各都道府県の各事業の優先順位については、別表6の評価事項並びに各都道府県が行う事後的評価による評価に基づき決定される。)</p> |

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。</p> <p>なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、C及びDに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> <p>ただし、事業分類Aにおける事業区分(11)、(14)、(15)及び(28)、事業分類Bにおける事業区分(21)及び(22)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> | <p>(交付金の配分方法)</p> <p>8 都道府県は、国から交付される交付金を交付金事業者ごとに事業区分を示して配分するものとし、その配分方法は、次により調整するものとする。</p> <p>なお、配分の調整に伴い、当初提出した事業計画に記載された事業区分又は施設の名称及び設置主体について変更が生じる場合、都道府県知事は、速やかに事業計画を変更し、交付申請書に添えて厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 交付金事業者に配分する交付金の事業分類ごとの合計額は、別表1の第1欄のA及びBに掲げる事業分類については、配分する交付対象事業における交付基礎額の合計額の3分の1、C及びDに掲げる事業分類については、該当する交付対象事業における交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> <p>ただし、事業分類Aにおける事業区分(11)、(15)、(16)及び(31)、事業分類Bにおける事業区分(23)及び(24)について配分する交付金の合計額は、交付基礎額の合計額の2分の1を超えない額となるよう調整する。</p> |

| (新) | | (旧) | |
|----------------------|---|------------------|--|
| 別表 1 | | 別表 1 | |
| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 1 事業区分 | 2 事業区分 |
| A 医療計画等の推進に関する事業 | (1) ~ (13) (略) | A 医療計画等の推進に関する事業 | (1) ~ (13) (略) |
| | (削除) | | (14) 不足病床地区病院施設整備事業 |
| | (14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫及びヘリポートの整備に限る。) | | (15) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫、研修部門及びヘリポートの整備に限る。) |
| | (15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫及びヘリポートの整備に限る。) | | (16) 地域災害拠点病院施設整備事業 (備蓄倉庫及びヘリポートの整備に限る。) |
| | (16) 腎移植施設施設整備事業 | | (17) 腎移植施設施設整備事業 |
| | (17) 特殊病室施設整備事業 | | (18) 特殊病室施設整備事業 |
| | (18) 肝移植施設施設整備事業 | | (19) 肝移植施設施設整備事業 |
| | (19) 治験施設施設整備事業 | | (20) 治験施設施設整備事業 |
| (28) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 | (31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 | | |

| (新) | | (旧) | |
|--------------------|--|------------------|----------------------------------|
| 別表 1 | | 別表 1 | |
| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 1 事業区分 | 2 事業区分 |
| B 施設環境等の改善に関する事業 | <u>(削除)</u> | B 施設環境等の改善に関する事業 | <u>(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業</u> |
| | (20) 特定地域病院施設整備事業 | | (22) 特定地域病院施設整備事業 |
| | (21) <u>医療施設土砂災害防止施設整備事業</u> | | (23) <u>地震防災対策医療施設耐震整備事業</u> |
| | (22) 医療施設等耐震整備事業（看護師等養成所及び平成7年に施行された地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の整備に限る。） | | (24) 医療施設等耐震整備事業（看護師等養成所の整備に限る。） |
| | (23) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 | | (25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 |
| | (24) アスベスト除去等整備事業 | | (26) アスベスト除去等整備事業 |
| | (25) 医療機器管理室施設整備事業 | | (27) 医療機器管理室施設整備事業 |
| (26) 地球温暖化対策施設整備事業 | (28) 地球温暖化対策施設整備事業 | | |

| (新) | | (旧) | |
|----------------------------|--|----------------------------|--|
| 別表 1 | | 別表 1 | |
| 1 事業分類 | 2 事業区分 | 1 事業区分 | 2 事業区分 |
| C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業 | <u>(削除)</u> | C 医療従事者の養成力の充実等に関する事業 | <u>(29) 内視鏡訓練施設設備事業</u> |
| | (27) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 | | (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 |
| D 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業 | (14) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に限る。) | D 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業 | (15) 基幹災害拠点病院施設整備事業 (耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に限る。) |
| | (15) 地域災害拠点病院施設整備事業 (耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に限る。) | | (16) 地域災害拠点病院施設整備事業 (耐震化に伴う補強が必要と認められるもの、非常用自家発電設備、受水槽、給水設備、燃料タンクの整備に限る。) |
| | (22) 医療施設等耐震整備事業 (医療施設の整備に限る。) | | (24) 医療施設等耐震整備事業 (医療施設の整備に限る。) |
| | (29) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 | | (32) 非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------|---|--------|
| (1)～(2) (略) | (略) | (略) |
| (3) 救急ヘリポート 施設整備事業 | ヘリポート1か所あたり 47,121千円 | (略) |
| (4) ヘリポート周辺 施設施設整備事業 | 格納庫1か所あたり 165,025千円 | (略) |
| | 給油施設1か所あたり 103,928千円 | (略) |
| | 融雪施設1か所あたり 103,928千円 | (略) |
| (5) 救命救急セン ター施設整備事業 | (略) | (略) |
| | ヘリポート1か所あたり 75,083千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×41,670円 | (略) |
| (6)～(12) (略) | (略) | (略) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------|---|--------|
| (1)～(2) (略) | (略) | (略) |
| (3) 救急ヘリポート 施設整備事業 | ヘリポート1か所あたり 45,572千円 | (略) |
| (4) ヘリポート周辺 施設施設整備事業 | 格納庫1か所あたり 159,599千円 | (略) |
| | 給油施設1か所あたり 100,511千円 | (略) |
| | 融雪施設1か所あたり 100,511千円 | (略) |
| (5) 救命救急セン ター施設整備事業 | (略) | (略) |
| | ヘリポート1か所あたり 72,614千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×40,300円 | (略) |
| (6)～(12) (略) | (略) | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|--|------------------------|------------------------|
| (13) 医療施設近代化施設整備事業 | 次により算定された額の合計額とする。 | (略) |
| (1) <u>精神病棟</u> (略) | (1) <u>精神病棟</u> (略) | (1) <u>精神病棟</u> (略) |
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| ただし、 <u>精神病棟</u> の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。 | | |
| <u>(2) 結核病棟改修等整備事業</u> (略) | (略) | (略) |
| <u>(3) 診療所</u> ア (略) | (略) | (略) |
| イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,747</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 | (略) | (略) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|--|---|---|
| (13) 医療施設近代化施設整備事業 | 次により算定された額の合計額とする。 | (略) |
| (1) <u>病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</u> (略) | (1) <u>病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</u> (略) | (1) <u>病院(改修により療養病床を整備する病院は除く。)</u> (略) |
| <u>(2) 改修により療養病床を整備する病院</u> 1床当たり <u>3,624</u> 千円× 整備後の療養病床の病床数 | <u>(2) 改修により療養病床を整備する病院</u> (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) | <u>(2) 改修により療養病床を整備する病院</u> (病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、暖冷房、附属設備 等) |
| ただし、 <u>(1)、(2)の病院</u> の整備事業において、整備区域の整備後の病床数は1病院150床(公的団体及び持分のない法人は300床)を限度とする。 | | |
| <u>(3) 結核病棟改修等整備事業</u> (略) | (略) | (略) |
| <u>(4) 診療所</u> ア (略) | (略) | (略) |
| イ 改修等により療養病床を整備する診療所 1床当たり <u>3,624</u> 千円 ×整備後の療養病床の病床数 | (略) | (略) |

| (新) | | | (旧) | | |
|--------|--|--------|--------|--|--------|
| 別表 2 | | | 別表 2 | | |
| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
| | <p>(4) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 10,954千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、21,910千円とする。</p> | (略) | | <p>(5) 療養病床療養環境改善事業</p> <p>ア及びイに掲げる基準面積(=ア+イ)に別表3に定める単価を乗じた額と、ウにより算定された額との合計額とする。</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 浴室 浴室1か所当たり 10,594千円</p> <p>ただし、特に厚生労働大臣が必要と認める場合は、21,190千円とする。</p> | (略) |
| | <p>(5) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価) 新築 3,870千円 改築 4,643千円 改修 1,935千円</p> | (略) | | <p>(6) 介護老人保健施設及び診療所</p> <p>病院又は有床診療所の病床を廃止(この場合、診療所の併設が必要)又は削減し、当該患者を介護老人保健施設から在宅に至るまでの診療計画に基づき入所させるための介護老人保健施設及び診療所を整備する場合</p> <p>ア 介護老人保健施設整備する介護老人保健施設の入所定員数(削減した病院又は有床診療所の病床数を上限とする。)×1床当たり単価</p> <p>(1床当たり単価) 新築 3,743千円 改築 4,490千円 改修 1,871千円</p> | (略) |
| | イ (略) | (略) | | イ (略) | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------|-------------|-------------|
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|---------------------|---|---|
| (14) 不足病床地区病院施設整備事業 | 次に掲げる基準面積に別表 3 に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、100床を限度とする。) (2) 増築の場合 療養病床数及び一般病床数×1床当たり基準面積 (ただし、50床を限度とする。) (1床当たり基準面積) 耐火構造 21.00㎡/床 ブロック・木造 18.84㎡/床 | 不足病床地区病院として必要な次の各部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 病棟(病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所等) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-----------------------------|---|--------|
| (14) 基幹災害拠点 病院施設整備事 業 | (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡× <u>41,700</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡× <u>197,900</u> 円 | (略) |
| | 備蓄倉庫 1 か所当たり <u>154,248</u> 千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 研修部門 1 か所当たり <u>118,654</u> 千円 | (略) |
| | へりポート 1 か所当たり <u>139,106</u> 千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-----------------------------|---|--------|
| (15) 基幹災害拠点 病院施設整備事 業 | (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡× <u>40,300</u> 円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡× <u>191,400</u> 円 | (略) |
| | 備蓄倉庫 1 か所当たり <u>149,176</u> 千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | 研修部門 1 か所当たり <u>114,752</u> 千円 | (略) |
| | へりポート 1 か所当たり <u>134,532</u> 千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-----------------------------|---|--------|
| (15) 地域災害拠点 病院施設整備事 業 | (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡×41,700円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡×197,900円 | (略) |
| | 備蓄倉庫1か所当たり 43,506千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | ヘリポート1か所当たり 75,083千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| (16) 腎移植施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (17) 特殊病室施設 整備事業 | 1室当たり 64,564千円 | (略) |
| (18) 肝移植施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (19) 治験施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (削除) | (削除) | (削除) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-----------------------------|---|--|
| (16) 地域災害拠点 病院施設整備事 業 | (1) 補強が必要と認められ るもの 基準面積 2,300㎡×40,300円 (2) 耐震構造指標である Is値が0.4未満の建物を有 する病院 基準面積 2,300㎡×191,400円 | (略) |
| | 備蓄倉庫1か所当たり 42,075千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | ヘリポート1か所当たり 72,614千円 | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| (17) 腎移植施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (18) 特殊病室施設 整備事業 | 1室当たり 62,441千円 | (略) |
| (19) 肝移植施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (20) 治験施設施設 整備事業 | (略) | (略) |
| (21) 病児・病後児保 育施設施設整備事業 | 次に掲げる基準面積に別表3 に定める単価を乗じた額とす る。 基準面積 利用(増加)定員×7.2㎡ ただし、改修の場合は、厚生 労働大臣が必要と認めた額 | 病児・病後児保育施設として必要な新 築、増改築及び改修に要する工事費又は 工事請負費 |

| (新) | | | (旧) | | |
|-------------------------------|--|-------------|-------------------------------|--|---|
| 別表 2 | | | 別表 2 | | |
| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 | 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
| (20) 特定地域病院 施設整備事業 | 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡× <u>41,700</u> 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積× <u>41,700</u> 円 | (略) | (22) 特定地域病院 施設整備事業 | 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額とする。(2)の場合を除く。) 基準面積 (1) (略) (2) 補強の場合 ア 病棟 既存病床数×30%×13.88㎡× <u>40,300</u> 円 (ただし、一部補強の場合は上記による面積から補強を要しない病床数×13.88㎡を差引いた面積を限度とする。) イ 診療棟 当該補強部分に係る既存診療棟面積で厚生労働大臣が認める面積× <u>40,300</u> 円 | (略) |
| (21) 医療施設土砂 災害防止施設整 備事業 | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | (23) 地震防災対策 医療施設耐震整 備事業 | <u>補強が必要と認められるもの</u> <u>の</u> <u>基準面積</u> <u>2,300㎡×40,300円</u> | <u>耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費</u> |
| | 補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>32,865</u> 千円 | (略) | | 補強又は防護壁の設置等が必要と認められるもの1か所当たり <u>31,784</u> 千円 | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|------------------|--|--|
| (22) 医療施設等耐震整備事業 | 病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×41,700円 (2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) 基準面積 2,300㎡×197,900円 | (略) |
| | 看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×31,800円 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満のもの 基準面積 2,300㎡×151,200円 | |
| | 平成7年に施行された地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号第2条に基づいて、都道府県知事が作成した5箇年計画に定められた地震防災上緊急に整備すべき医療施設の場合) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×41,700円 | 耐震化を必要とする医療機関として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費又は工事請負費 |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|------------------|--|--------|
| (24) 医療施設等耐震整備事業 | 病院の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×40,300円 (2) ア 耐震構造指標であるIs値が0.4未満の建物を有する第二次救急医療施設等 イ 耐震構造指標であるIs値が0.3未満の建物を有する病院(第二次救急医療施設等は除く) 基準面積 2,300㎡×191,400円 | (略) |
| | 看護師等養成所の場合 (1) 補強が必要と認められるもの 基準面積 2,300㎡×30,800円 (2) 耐震構造指標であるIs値が0.3未満のもの 基準面積 2,300㎡×146,200円 | |
| | (新設) | (新設) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|---------------------------|-------------------------------|--------|
| (23) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 | 救命救急センター 896,748千円 | (略) |
| | 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 93,511千円 | (略) |
| | 在宅当番医制診療所 15,320千円 | (略) |
| | 在宅当番医制歯科診療所 15,320千円 | (略) |
| | 休日夜間急患センター 15,320千円 | (略) |
| | 休日等歯科診療所 15,320千円 | (略) |
| | 時間外診療実施診療所 15,320千円 | (略) |
| | 基幹災害拠点病院 789,674千円 | (略) |
| | 地域災害拠点病院 521,712千円 | (略) |
| | 周産期母子医療センター 97,125千円 | (略) |
| | 小児救急医療拠点病院 32,827千円 | (略) |
| | 在宅医療実施病院 93,511千円 | (略) |
| | 在宅医療実施診療所 15,320千円 | (略) |
| | 在宅医療実施歯科診療所 15,320千円 | (略) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|---------------------------|-------------------------------|--------|
| (25) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業 | 救命救急センター 867,261千円 | (略) |
| | 病院群輪番制病院及び共同利用型病院 90,436千円 | (略) |
| | 在宅当番医制診療所 14,816千円 | (略) |
| | 在宅当番医制歯科診療所 14,816千円 | (略) |
| | 休日夜間急患センター 14,816千円 | (略) |
| | 休日等歯科診療所 14,816千円 | (略) |
| | 時間外診療実施診療所 14,816千円 | (略) |
| | 基幹災害拠点病院 763,708千円 | (略) |
| | 地域災害拠点病院 504,557千円 | (略) |
| | 周産期母子医療センター 93,931千円 | (略) |
| | 小児救急医療拠点病院 31,748千円 | (略) |
| | 在宅医療実施病院 90,436千円 | (略) |
| | 在宅医療実施診療所 14,816千円 | (略) |
| | 在宅医療実施歯科診療所 14,816千円 | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------------|--------------------------------------|-------------|
| | 精神科病院 93,511千円 | (略) |
| | 精神科救急医療センター 896,748千円 | (略) |
| (24) アスベスト除去等整備事業 | 1㎡当たり43,900円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積 | (略) |
| (25) 医療機器管理室施設整備事業 | (略) | (略) |
| (26) 地球温暖化対策施設整備事業 | (略) | (略) |
| <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| (27) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 | (略) | (略) |
| (28) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 | (略) | (略) |

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------------|--|---------------------------------------|
| | 精神科病院 90,436千円 | (略) |
| | 精神科救急医療センター 867,261千円 | (略) |
| (26) アスベスト除去等整備事業 | 1㎡当たり42,500円 ×アスベスト等の除去等を行う壁等の延面積 | (略) |
| (27) 医療機器管理室施設整備事業 | (略) | (略) |
| (28) 地球温暖化対策施設整備事業 | (略) | (略) |
| (29) 内視鏡訓練施設施設整備事業 | 次に掲げる基準面積に別表3に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30㎡ (ただし、1,000㎡を限度とする。) | 内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 |
| (30) 看護師の特定行為に係る指定研修機関等施設整備事業 | (略) | (略) |
| (31) 地域拠点歯科診療所施設整備事業 | (略) | (略) |

(新)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------|-------|--------|
| (29)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |

- (注) 1 (略)
2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。
3 (略)

(旧)

別表 2

| 1 事業区分 | 2 基準額 | 3 対象経費 |
|-------------------------|-------|--------|
| (32)非常用自家発電設備及び給水設備整備事業 | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |
| | (略) | (略) |

- (注) 1 (略)
2 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。
3 (略)

(新)

別表3 1平方メートル当たり単価表

| 事業区分 | 種目等 | 構造別 | 単価 |
|---|-----|----------|----------------|
| (1) 休日夜間急患センター 施設整備事業 | | 鉄筋コンクリート | <u>169,000</u> |
| | | ブロック | <u>146,800</u> |
| | | | |
| (7) 小児初期救急センター 施設整備事業 (27) 看護師の特定行為に 係る指定研修機関等施設 整備事業 (28) 地域拠点歯科診療所 施設整備事業 | | 木造 | <u>169,000</u> |
| | | | |
| (2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備 事業 (5) 救命救急センター施設 整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院 施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整 備事業 (25) 医療機器管理室施設整 備事業 <u>(削除)</u> | | 鉄筋コンクリート | <u>239,600</u> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (9) 小児医療施設施設整備 事業 | 病棟 | 鉄筋コンクリート | <u>214,600</u> |
| | | ブロック | <u>187,100</u> |
| (11) 地域療育支援施設施設 整備事業 (12) 共同利用施設施設整備 事業 | 診療棟 | 鉄筋コンクリート | <u>239,600</u> |
| | | ブロック | <u>209,400</u> |
| (20) 特定地域病院施設整備 事業 | | | |

(旧)

別表3 1平方メートル当たり単価表

| 事業区分 | 種目等 | 構造別 | 単価 |
|--|-----|----------|----------------|
| (1) 休日夜間急患センター 施設整備事業 | | 鉄筋コンクリート | <u>163,400</u> |
| | | ブロック | <u>142,000</u> |
| | | | |
| (7) 小児初期救急センター 施設整備事業 (30) 看護師の特定行為に 係る指定研修機関等施設 整備事業 (31) 地域拠点歯科診療所 施設整備事業 | | 木造 | <u>163,400</u> |
| | | | |
| (2) 病院群輪番制病院及び 共同利用型病院施設整備 事業 (5) 救命救急センター施設 整備事業 (6) 小児救急医療拠点病院 施設整備事業 (8) 小児集中治療室施設整 備事業 (27) 医療機器管理室施設整 備事業 (29) 内視鏡訓練施設施設整 備事業 | | 鉄筋コンクリート | <u>231,700</u> |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| (9) 小児医療施設施設整備 事業 | 病棟 | 鉄筋コンクリート | <u>207,500</u> |
| | | ブロック | <u>180,900</u> |
| (11) 地域療育支援施設施設 整備事業 (12) 共同利用施設施設整備 事業 | 診療棟 | 鉄筋コンクリート | <u>231,700</u> |
| | | ブロック | <u>202,500</u> |
| (22) 特定地域病院施設整備 事業 | | | |

(新)

別表3 1平方メートル当たり単価表

| 事業区分 | 種目等 | 構造別 | 単価 | |
|-----------------------------------|------------------|----------|----------------|----------------|
| (10) 周産期医療施設施設整備事業 <u>(削除)</u> | | 鉄筋コンクリート | <u>214,600</u> | |
| | | ブロック | <u>187,100</u> | |
| (13) 医療施設近代化施設整備事業 | 病院 | 鉄筋コンクリート | <u>214,600</u> | |
| | | ブロック | <u>187,100</u> | |
| | 診療所 (一般地区) | 鉄筋コンクリート | <u>160,800</u> | |
| | | ブロック | <u>139,800</u> | |
| | | 木造 | <u>160,800</u> | |
| | 診療所 (離島、豪雪地区) | 鉄筋コンクリート | <u>172,300</u> | |
| | | ブロック | <u>150,100</u> | |
| | | 木造 | <u>172,300</u> | |
| | <u>(削除)</u> | | <u>(削除)</u> | <u>(削除)</u> |
| | (16) 腎移植施設施設整備事業 | | 鉄筋コンクリート | <u>508,800</u> |
| (18) 肝移植施設施設整備事業 | | | | |
| (19) 治験施設施設整備事業 | 治験専門外来 | 鉄筋コンクリート | <u>239,600</u> | |
| | | ブロック | <u>209,400</u> | |
| | 治験管理部門 | 鉄筋コンクリート | <u>197,600</u> | |
| | | ブロック | <u>172,500</u> | |

(注) (略)

(旧)

別表3 1平方メートル当たり単価表

| 事業区分 | 種目等 | 構造別 | 単価 | |
|--|------------------------------|----------|-----------------|----------------|
| (10) 周産期医療施設施設整備事業 <u>(14) 不足病床地区病院施設整備事業</u> | | 鉄筋コンクリート | <u>207,500</u> | |
| | | ブロック | <u>180,900</u> | |
| (13) 医療施設近代化施設整備事業 | 病院 | 鉄筋コンクリート | <u>207,500</u> | |
| | | ブロック | <u>180,900</u> | |
| | 診療所 (一般地区) | 鉄筋コンクリート | <u>155,500</u> | |
| | | ブロック | <u>135,200</u> | |
| | | 木造 | <u>155,500</u> | |
| | 診療所 (離島、豪雪地区) | 鉄筋コンクリート | <u>166,600</u> | |
| | | ブロック | <u>145,200</u> | |
| | | 木造 | <u>166,600</u> | |
| | <u>(21) 病児・病後児保育施設施設整備事業</u> | | <u>鉄筋コンクリート</u> | <u>207,500</u> |
| | | | <u>ブロック</u> | <u>180,900</u> |
| <u>木造</u> | | | <u>207,500</u> | |
| (17) 腎移植施設施設整備事業 | | 鉄筋コンクリート | <u>492,100</u> | |
| (19) 肝移植施設施設整備事業 | | | | |
| (20) 治験施設施設整備事業 | 治験専門外来 | 鉄筋コンクリート | <u>231,700</u> | |
| | | ブロック | <u>202,500</u> | |
| | 治験管理部門 | 鉄筋コンクリート | <u>191,100</u> | |
| | | ブロック | <u>166,800</u> | |

(注) (略)

| (新) | (旧) |
|----------|------------------|
| 別表 4 (略) | (別紙) 別表 4 (略) |

(新)

別表5 事業区分による調整

| 事業区分 | 調整率 |
|---|------|
| 4の(1)から(10)、(12)から(21)、(23)から(26)及び(29)に掲げる事業(ただし、4の(14)、(15)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。) | 0.33 |
| 4の(11)、(14)、(15)、(22)、(27)及び(28)に掲げる事業(ただし、4の(14)及び(15)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。) | 0.50 |

(旧)

別表5 事業区分による調整

| 事業区分 | 調整率 |
|---|------|
| 4の(1)から(10)、(12)から(23)、(25)から(28)及び(32)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものを除く。) | 0.33 |
| 4の(11)、(15)、(16)、(23)、(24)及び(29)から(31)に掲げる事業(ただし、4の(15)、(16)及び(23)に掲げる事業については、耐震化に伴う補強が必要と認められるものに限る。) | 0.50 |

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>別表 6～8 (略)</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 特別の事情により、7、10、<u>11及び15</u>に定める算定方法、手続きによる ことができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定め るところによるものとする。</p> | <p>別表 6～8 (略)</p> <p>9～16 (略)</p> <p>17 特別の事情により、7、10、<u>11、14及び15</u>に定める算定方法、手続きに よることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその 定めるところによるものとする。</p> |